

小規模多機能型居宅介護きらら弘前 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人弘前豊徳会が開設する小規模多機能型居宅介護きらら弘前（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業、指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「事業」という。）は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等

第2条 の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 小規模多機能型居宅介護 きらら弘前
- 二 所在地 青森県弘前市大字藤野二丁目6番地10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 施設長 1名
- 二 管理者 1名（常勤で兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護を提供する。
- 三 介護支援専門員 1名（常勤で専従）
介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

- 四 介護従業者（日中） 通いサービス利用者3人に対して1名以上
訪問サービス利用者に対して1名
介護従事者（夜間） 宿泊サービス利用者に対して1名（夜勤）
訪問サービス利用者に対して1名（宿直）

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供する。なお、介護従業者のうち1名以上は常勤とし、1名以上は看護師または准看護師（非常勤でも可）とする。

- 五 事務職員1名（非常勤で専従）

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- 二 営業時間 24時間
- 三 サービス提供基本時間
 - ア 通いサービス 7時00分から22時00分まで
 - イ 宿泊サービス 22時00分から翌朝7時00分まで
 - ウ 訪問サービス 随時

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 15名
- 三 宿泊サービス 9名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

青森県弘前市内

（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 三 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 一 食事代 朝食、昼食、夕食、(利用した場合のみ) 実費
- 二 宿泊費 (居室代) 実費
- 三 おむつ代 実費
- 四 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用についても、実費を徴収する。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時00分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他利用者に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただく場合があること。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第13条 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第14条 当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（非常災害対策）

第15条 当事業所は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が

発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第16条 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。

(身体拘束等の禁止)

第17条 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(高齢者虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的な開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的な実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 当事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 当事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人弘前豊徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

【介護保険の対象となるサービス料金（1ヶ月あたり）】

要介護度	料金	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)
要支援1	34,500円	3,450円	6,900円
要支援2	69,720円	6,972円	13,944円
要介護1	104,580円	10,458円	20,916円
要介護2	153,700円	15,370円	30,740円
要介護3	223,590円	22,359円	44,718円
要介護4	246,770円	24,677円	49,354円
要介護5	272,090円	27,209円	54,418円
初期加算	300円	30円	60円
総合マネジメントⅠ	12,000円	1,200円	2,400円
総合マネジメントⅡ	8,000円	800円	1,600円
認知症加算Ⅰ	9,200円	920円	1,840円
認知症加算Ⅱ	8,900円	890円	1,780円
認知症加算Ⅲ	7,600円	760円	1,520円
認知症加算Ⅳ	4,600円	460円	920円
看護職員配置加算Ⅰ	9,000円	900円	1,800円
看護職員配置加算Ⅱ	7,000円	700円	1,400円
サービス提供体制加算Ⅰ	7,500円	750円	1,500円
サービス提供体制加算Ⅱ	6,400円	640円	1,280円
サービス提供体制加算Ⅲ	3,500円	350円	700円
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.9%		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	14.6%		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	13.4%		
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	10.6%		
中山間地域等における 小規模事業所加算	10%		

【介護保険の対象とならないサービス料金】

食事代	朝食	430円
	昼食	500円
	夕食	560円
	おやつ	120円
宿泊代	1泊1,500円（水道光熱費を含む）	
日用品費	バスタオル	40円（1枚）
	フェイスタオル	25円（1枚）
	ティッシュペーパー	75円（1箱）
	シャンプー	15円（1回）
	ボディーソープ	10円（1回）
電気代	テレビ	35円（日額）
レンタル代	テレビ	200円（日額）
おむつ代	リハビリパンツ	125円
	オムツ	85円
	尿取りパット	35円
複写物交付費	1枚10円	
その他	教養娯楽費、健康管理費（インフルエンザ予防接種等）、設備・備品等の修繕費はすべて実費	